

山陽小野田市GX推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 企業、大学、市民等と連携し、本市におけるGX（グリーントランスフォーメーション）の推進を図るため、山陽小野田市GX推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市におけるGXを推進するための具体的施策の企画、立案、実行等に関すること。
- (2) GX推進アクションプラン（山陽小野田市地球温暖化対策実行計画区域施策編）策定の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民部長
- (2) 経済部長
- (3) 山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会の委員
- (4) 山陽小野田市環境審議会の委員
- (5) 山陽小野田市立山口東京理科大学の役職員
- (6) 市内代表企業又は商工会議所の役職員
- (7) 市民代表
- (8) 公共的民間団体（山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号）第30条第1項に規定する公共的民間団体をいう。）の役員等
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期中に交代する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は市民部長を、副会長は経済部長及び委員の互選1名をもって充てる。

3 会長は、協議会の運営について指揮し、総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 協議事項の内容により、会議の開催に代え、文書による協議を行うことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

6 会長は、総括ワーキンググループ及び個別事業検討ワーキンググループを設置するものとする。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、協議会の委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 協議会の最初の委員の任期については、第3条の規定にかかわらず、委嘱のあった日から令和9年3月31日までとする。